

判決年月日	平成 19 年 10 月 31 日	担当部	知的財産高等裁判所 第 3 部
事件番号	平成 18 年(ネ)10040 号 平成 19 年(ネ)10052 号		

○ Y の有する「アクティブマトリクス型表示装置」に関する特許権に基づく差止請求権を被保全権利とし、X が日本国外で製造した液晶モジュールを組み込んだ液晶テレビを日本国内で販売していた X の顧客を相手方として、販売禁止等の仮処分を申し立て、報道機関への発表を行った Y の行為が不正競争防止法 2 条 1 項 1 4 号所定の虚偽事実の告知・流布に該当すること等を理由とする、同法 3 条 1 項に基づく差止め及び同法 4 条又は民法 7 0 9 条に基づく損害賠償の請求につき、上記液晶テレビは上記特許権に係る発明の技術的範囲に含まれず、また、上記特許権には進歩性欠場及び実施可能要件違反の無効事由があるとした上で、Y による上記仮処分申立て及び記者発表はいずれも X に対する不法行為を構成するが、不正競争防止法 2 条 1 項 1 4 号所定の営業上の信用を害する虚偽事実の告知・流布には該当しないとされたが事例。

(関連条文) 民法 7 0 9 条，不正競争防止法 2 条 1 項 1 4 号，3 条 1 項，4 条，特許法 7 0 条，1 0 4 条の 3

X (被控訴人・附帯控訴人，1 審原告) は，Y (控訴人・附帯被控訴人，1 審被告) に
対し，Y の有する「アクティブマトリクス型表示装置」に関する特許権 (以下「本件特許
権」といい，特許請求の範囲の請求項 1 記載の発明を「本件特許発明」という。) に基
づく差止請求権を被保全権利とし，X が日本国外で製造した液晶モジュールを組み込んだ液
晶テレビ (以下「本件製品」という。) を日本国内で販売していた X の顧客 (西友) を相
手方として，販売禁止等の仮処分を申し立てた Y の行為 (以下「本件仮処分申立て」とい
う。) が不正競争防止法 (以下「不競法」という。) 2 条 1 項 1 4 号所定の営業上の信用
を害する虚偽事実の告知に該当し，また，本件仮処分申立て後，本件仮処分申立ての事実
や本件仮処分事件における自己の申立内容や事実的主張，法律的主張の内容を説明するた
めに，報道機関への発表を行った Y の行為 (以下「本件記者発表」という。) が同号所定
の虚偽事実の告知・流布に該当すると主張して，同法 3 条 1 項に基づく差止め (以下「請
求」という。) ，同法 4 条に基づく損害金の一部として 1 0 0 0 万円及び遅延損害金
の支払 (以下「請求」という。) ，Y の X の顧客に対する上記差止請求権が存在しない
ことの確認 (以下「請求」という。) を求めた。

Y は，請求及びにつき，Y による本件仮処分申立て及び本件記者発表はいずれも不
競法 2 条 1 項 1 4 号の営業上の信用を害する虚偽事実の告知・流布には該当しない，請求
に係る訴えにつき，確認の利益がない，などと反論して争った。

原判決は，本件製品は本件特許発明の技術的範囲に含まれず，また，本件特許権には進

歩性欠如の無効理由があり，特許無効審判により無効にされるべきものと認められ，Ｙは本件特許権を行使することができないと認定判断した上，Ｙによる本件仮処分申立ては不競法２条１項１４号の営業上の信用を害する虚偽事実の告知行為に当たると認定判断した。（ただし，本件記者発表は同号所定の虚偽事実の告知・流布には当たらないと認定判断した。）Ｙの請求及びをいずれも全部認容したが（ただし，仮執行宣言は付していない。）Ｙの請求に係る訴えについては，確認の利益がないとして，これを却下した。

Ｙは，原判決中のＹの敗訴部分（請求及びに係る部分）を不服として，本件控訴を提起した。また，Ｙは，附帯控訴を提起して，請求に関し請求を拡張し，不競法４条又は民法７０９条に基づく損害金の一部として１９９５万７６００円（原判決の認定額）及び遅延損害金の支払を求めるとともに，上記請求を拡張した部分及び原判決中のＹの勝訴部分について，仮執行宣言を求めた（なお，民法７０９条に基づく損害賠償請求は控訴審において釈明したものである。）。

本判決は，本件製品は本件特許発明の技術的範囲に含まれないこと，本件特許権には進歩性欠如の無効理由があることに加え，実施可能要件違反の無効理由がある旨認定判断した上，次のとおり判示し，Ｙによる本件仮処分申立て及び本件記者発表はいずれもＹに対する不法行為を構成するが，不競法２条１項１４号所定の営業上の信用を害する虚偽事実の告知・流布には該当しないと認定判断し，ＹのＹに対する請求（控訴審で拡張した部分を含む。ただし，不法行為に基づくもの。）は理由があるが，請求は理由がないとして，原判決（ただし，控訴審における審理の対象ではない請求に係る部分を除く。）を変更した。

「紛争の当事者が当該紛争の解決を裁判所に求め得ることは法治国家の根幹にかかわる重要な事柄であるから，裁判を受ける権利は最大限尊重されなければならない，訴えの提起について不法行為の成否を判断するに当たっては，いやしくも裁判制度の利用を不当に制限する結果とならないよう慎重な配慮が必要である。したがって，法的紛争の解決を求めて訴えを提起することは，原則として正当な行為であって，不法行為を構成することはない。しかし，提訴者が当該訴訟において主張した権利又は法律関係が事実的，法律的根拠を欠くものである上，同人がそのことを知りながら又は通常人であれば容易にそのことを知り得たのにあえて提起したなど，裁判制度の趣旨目的に照らして著しく相当性を欠く場合には，違法な行為として不法行為を構成するというべきである（最高裁昭和６０年（オ）第１２２号同６３年１月２６日第三小法廷判決・民集４２巻１号１頁参照）。この理は仮処分の申立てにおいても異なることはなく，債権者がその主張する権利又は法律関係が事実的，法律的根拠を欠くことを知りながら又は通常人であれば容易にそのことを知り得たのに，あえて販売禁止等の仮処分を申し立てた場合には，同仮処分の申立ては違法な行為として不法行為を構成すると解すべきである。また，当該仮処分申立てにおいて，債権者の主張した権利又は法律関係が，事実的，法律的根拠を欠

くものであることを，通常人であれば容易に知り得たものとまでいえない場合であっても，権利の行使に藉口して，競業者の取引先に対する信用を毀損し，市場において優位に立つこと等を目的として，競業者の取引先を相手方とする仮処分申立てがされたような事情が認められる場合には，同仮処分の申立ては違法な行為として不法行為を構成するといふべきである。当該仮処分の申立てが，違法な行為となるか否かは，当該申立てに至るまでの競業者との交渉の経緯，当該申立ての相手方の態度，仮処分に対する予測される相手方の対応等の事情を総合して判断するのが相当である。」

「1 審被告が本件仮処分申立て前に，本件特許明細書の記載を検討すれば，実施可能要件違反の無効理由が存在することを容易に知り得たものであり，また，通常必要とされる事実調査を行えば，本件特許権に進歩性欠如の無効理由が存在することも容易に知り得たものといふべきである。そして，1 審原告のどの製品が1 審被告の有するどの特許権をどのように侵害しているか何ら指摘することなく，ライセンス契約を締結するよう求めていた1 審被告の交渉の態度，西友に対しては，事前に警告等の措置を行った形跡はうかがわれないこと，完成品を仕入れて一般消費者に販売する業態を採用している量販店に対して，仮処分を申し立てれば，量販店は，直ちに販売を中止するであろうことは十分に予測できたこと，仮処分の申立てをしたことを記者に公表すれば，マスコミ等が事件報道することが予測できたこと等の諸事情を総合すれば，1 審被告がした本件仮処分申立ては，専ら自己の有する複数の特許権を背景に1 審原告に圧力をかけ，1 審被告に有利な内容の包括的なライセンス契約を締結させるための手段として，行われたものと認められる。すなわち，本件仮処分申立ては，特許権侵害に基づく権利行使という外形を装っているものの，1 審原告の取引先に対する信用を毀損し，契約締結上優位に立つこと等を目的とした行為であり，著しく相当性を欠くものと認められる。・ ・ ・ 1 審被告のした ・ ・ ・ 本件記者発表は，上記の本件仮処分申立てに続いて直ちに実施されていることに照らすならば，新聞記者らに告知した事項を掲載した記事が作成され，報道されることにより，本件製品の需要者を含む一般の読者に，本件製品が本件特許権を侵害しているかのような印象を与える蓋然性が高く，そのような報道がされた場合，量販店であれば，販売を中止せざるを得ない状況となる。そうすると，本件記者発表は，本件製品が本件特許権を侵害しているかのような事実を広く世間に知らしめることにより，1 審原告に圧力をかけ，1 審被告に有利な内容の包括的なライセンス契約を締結させる手段として用いられたものといふことができ，正当な権利行使の一環としてされたものとは到底いえない本件仮処分申立てと同様に，著しく相当性を欠くものと認められる。・ ・ ・ 1 審被告による本件仮処分申立て及びこれに引き続く本件記者発表は，1 審原告に対する不法行為を構成するといふべきである。」

「1 審原告は，1 審被告が，本件仮処分申立てにより，東京地方裁判所をしてその申立書を西友に送達させた行為が，1 審原告の取引先である西友に対し，本件製品が本件特許権を侵害するとの虚偽の事実を告知する行為であると主張する。しかし，本件全証拠

によるも、本件仮処分事件に係る申立書が東京地方裁判所により西友に送達されたとの事実は認められない。なお、乙 2 及び弁論の全趣旨によれば、本件仮処分申立て後遅くとも平成 16 年 12 月 17 日までの間に、本件仮処分事件に係る申立書の内容を西友が知ったことが認められるものの、仮処分の申立てが権利者が義務者に対して権利を実現するために設けられた仮の救済制度であって、かかる救済制度の利用及びこれに当然随伴する行為を差し止めることは不競法の予定するところではない点に鑑みれば、特許権侵害等を理由とする差止の仮処分など仮の地位を定める仮処分の申立てに伴って、申立書の内容を相手方に知らしめることを、不競法 2 条 1 項 14 号所定の告知行為であるとする事はできない。したがって、1 審原告の主張は採用することができない。・・・

1 審原告は、本件仮処分申立ての事実を記者に公表したことが、本件製品が本件特許権を侵害するとの虚偽の事実を告知・流布する行為であるとも主張する。しかし、・・・

1 審被告は、本件記者発表により、本件仮処分申立ての事実や本件仮処分事件における自己の申立内容や事実に主張、法律的主張の内容を説明したものであり、その公表自体について、虚偽の事実を告知・流布したものと評価することはできない（なお、1 審原告は、1 審被告が、本件記者発表により、本件特許以外にも 1 審被告保有の特許権を侵害しているとの虚偽の事実を告知・流布したことを主張するが、本件全証拠によるも、具体的にいかなる事実が告知・流布されたというのか明らかでなく、採用の限りでない。）。」